

別紙様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

〇〇市（町、村）長 殿

〇〇財務（支）局長 〇〇 〇〇

優遇措置を適用して処分等を行うことができる財産について

平素より国有財産行政にご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

財務省では地方公共団体等に対して一定の公共施設の用途に供するため国有財産を処分等する場合には、法律に基づき優遇措置（譲与、無償貸付等）を適用できる規定がございますが、現下の厳しい財政事情等を鑑み、一部分又は全部の面積について、優遇措置の適用を制限した取扱いを行っております。

今般、一部の財産につきまして、更なる地域貢献等の観点から、上記のような制限を行わずに優遇措置を適用する取扱いとさせていただくことといたしましたので、活用をご検討していただきたくご案内させていただきます。

別添の財産をご確認いただき、活用要望や財産の詳細を確認等したい財産がございましたら、下記担当者までご連絡いただければ丁寧に対応させていただきます。

今後も継続的に〇〇財務（支）局のホームページに掲載していくことといたしますので、下記ホームページもご確認いただければ幸甚です。

何卒ご検討くださいますようお願い申し上げます。

〇〇財務（支）局 第〇統括国有財産管理官付 担当者： 住所： 電話番号： ホームページアドレス：

（作成上の留意事項）

必要に応じて、適宜、加除修正を行うこと。